

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における透明性の向上を図り、市民等に対する説明責任を果たすとともに市政への参加を促進し、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

【概説】

- 1 この手続は、市の基本的な計画等の意思決定の前に市の案を公表し、その案に対する意見とその意見に対する市の考え方を公表することにより、市の政策形成過程における透明性の向上を図り、市民の行政への参加を促進していきます。
 - ①積極的な情報の公開(素案の公表)
 - ②市民参加の促進(一定の政策の決定に際して、市民の意見を募集し政策に反映させる)
 - ③説明責任を果たす(市民への応答責任を果たす)
- 2 これまでも行政裁量の下に各課あるいは政策の内容により市民の意見を考慮した意思決定はありましたが、この制度を制定することによって行政運営の共通の統一ルールとして整備されることになります。
- 3 この制度は政策の内容をより良いものにするためのものであり、賛成・反対とする賛否を問うものではありません。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策の策定に際し、当該政策の案及びこれに関連する資料等を公表し、広く市民等から意見(情報を含む。以下同じ。)の提出を求め、提出された意見を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び事業管理者をいう。

【概説】

1 パブリックコメント手続

- (1) 「パブリックコメント手続」の主たる内容が、“市の基本的な政策等の案段階での公表”，“案に対する意見募集とこれに対する市の考え方の公表”，及び“提出させた意見を参考とした意思決定”であることを明らかにします。

2 市民等

- (2) 「市民等の」ア～エまでは、本要綱による市政への参加者が、第一義的にこれらの市民等であることを明確にします。オは、政策形成の向上を図るため、幅広く有益な意見を求める趣旨です。具体的には本市以外に居住し、仕事やボランティア等で来市する在活動者や市内へ転居や就業、企業立地を予定する者などです。

3 実施機関

- (3) 「実施機関」の市の執行機関が、パブリックコメント制度を実施する必要がある場合に対応できるよう、八千代市情報公開条例第2条に規定する実施機関から議決機関の議会(あくまで執行者の手続であるため)を除いた市の機関をいいます。「実施機関」を定めることにより、この手続があくまで執行者(市長)の案に関する手続であることを明らかにします。

(※1) 八千代市情報公開条例第2条第1項

実施機関 議会並びに市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び事業管理者をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の実施の対象となる範囲は、次に掲げるもの(以下「政策」という。)とする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭の徴収に関する条項を除く。)

(2) 総合計画等市の基本的施策を定める計画、個別行政分野における計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(3) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続の対象としない。

(1) 迅速又は緊急に政策を策定する必要があるためパブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。

(2) 政策の内容が軽微なものであるとき、又は実施機関の裁量の余地がないものであるとき。

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するとき。

【概説】

全ての施策等を対象とすることは、行政の効率性の観点から問題があるため、パブリックコメント制度の対象として想定しているのは、市内全域又は全市民にかかわるような様々な行政課題に対応するための方向性を示した市の基本的な政策等や方針等でその効果や影響が地域全体に及ぶものであり、市民生活に大きくかかわるものです。したがって、非常に限定された区域あるいは特定範囲の者のみ対象とするものや、市民等に直接の影響が及ばない行政内部のみに適用されるもの等は、対象となりません。実施機関は、具体的にどの政策等が対象になるか判断し、あわせてその判断についても説明責任を負うこととなります。

1 (1)の「市の基本的な制度を定める条例」は、「八千代市行政手続条例(※1)」、「八千代市情報公開条例(※2)」、「八千代市個人情報保護条例(※3)」等のように市政の全般にわたって適用される市政運営の基本理念、方針を定める条例や「環境基本条例(※4)」等のように個別行政分野における施策の基本的な方向性を定める条例をいいます。

(※1) 八千代市行政手続条例

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(※2) 八千代市情報公開条例

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、市の行政運営の公開性の向上を図り、もって市政に関しその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(※3) 八千代市個人情報保護条例

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

(※4) 八千代市環境基本条例

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2 (1)の「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項(※5)に基づく条例で、広く市民等に適用され、行政目的を実現するため、市民に対しその活動の一部を制限したり義務を課すものをいいます。(市民等の権利義務に影響を与える条例(規制条例:許認可・規制・罰則等の規定を設ける条例は対象とします。))従って特定の名宛人に対する個別具体的な処分等は対象となりません。また、「金銭の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項(※6)の規定により、条例の制定又は改廃に係る直接請求の対象から除外されており、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項は、この手続になじまないことから対象から除外します。

(※5) 地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、権利を制限するためには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(※6) 地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、そ

の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から普通公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

- 3 (2)の「総合的計画等市の基本的施策を定める計画」とは、「八千代市総合計画」、「八千代市都市マスタープラン」等政策の基本方針、基本事項を定める計画等をいいます。「個別行政分野における計画その他基本的な事項を定める計画」とは、各個別の行政分野における市の将来の施策展開の基本方針、基本事項を定める計画・マスタープラン等をいいます。代表例は、「八千代市高齢者保健福祉計画」、「八千代市次世代育成支援行動計画」等があります。また、この場合計画、構想、プラン、指針等の名称は問いません。
- 4 市全域を対象とする公共施設の整備、市が関与する大規模な開発事業については、基本的には計画レベルで一度この手続きを終了していると考えますが、対象となる政策等に関する諸状況を考慮し、該当するか否かを実施機関が判断するものとします。
- 5 (3)は市の基本的な方向性等を定める「八千代市民憲章」及び「平和都市宣言」等です。
- 6 (4)は上記に掲げたもの意外についても、実施機関が本制度の目的に照らし積極的にパブリックコメント制度を実施しようと判断した案についても対象とします。
- 7 2は対象外とした方が合理的であると考えられる場合です。
- 8 2の(1)の「迅速又は緊急に政策を策定する必要があるため」とは、パブリックコメント手続に係る所要時間の経過により、対象となっている政策等の意義や効果が損なわれてしまう場合に、本手続を実行する時間的な余裕がないと判断するものです。災害等の緊急時に対応する必要がある場合です。
- 9 2の(2)の「政策の内容が軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の改正を伴わないもの又は上位計画の変更により一部の表現を変更するものをいいます。条例であれば単純な文言や法令の改正により自動的に改正を要するものです。
- 10 2の(2)の「実施機関の裁量の余地がないもの」とは、上位の法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った内容で策定している場合です。
- 11 2の(3)の「直接請求により議会に付議するとき」とは、地方自治法が定める直接請求に関する規定のうち、政策形成にかかわるのは第74条の条例の制定、改廃です。直接請求の制度では、その手続期間等が詳細に定められており、また、市長が修正することはできないものですので、除外します。

(政策の案の公表)

第4条 実施機関は、政策に係る意思決定を行う前の適切な時期に、当該政策の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 政策の案の趣旨、目的、背景等
- (2) 政策の案の概要
- (3) 市民等が政策の案を理解するため必要又は参考となる事項

【概説】

- 1 「意思決定を行う前」とは、実施機関が最終的な意思決定を行う前を意味します。条例案などは議会への提案前とします。
- 2 案の公表時期は、政策の決定期限などを考慮して、内容の修正など寄せられた意見を反映することが十分可能な時期とします。ただし、必要に応じて資料の収集段階、中間案の策定等段階においても実施することができるものとします。
- 3 公表にあたっては、内容について市民の理解を得るため、案とともに「趣旨」「目的」「背景」などの資料を公表するものとします。また、意見が提出しやすくなるよう、論点等を整理し難解な表現は避けるようにします。

(政策の案の公表方法等)

第5条 前条の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、市のホームページへの掲載その他実施機関が必要と認める方法により行うものとする。

2 実施機関は、前条の規定により公表をするときは、必要に応じ、当該パブリックコメント手続の実施について周知するよう努めるものとする。

【概説】

- 1 公表方法は、多くの市民が案及び資料を入手しやすくなるよう、案本体を「所管課窓口での閲覧」「ホームページへの掲載」「情報公開室での閲覧」で行うことを基本とします。また、市民に広く周知する趣旨から可能な限り多様な方法での公表に努めることとします。
- 2 広く市民等へ公表の周知をするため「広報やちよ」へ、紙面の許す範囲でパブリックコメントを行う旨の内容、実施期間及び所管課等を載せます。

(提出の期間及び方法)

第6条 実施機関は、政策の案の公表を開始した日からおおむね30日以上の間を定めて、市民等から政策の案について意見の提出を求めるものとする。

2 意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) ちば電子申請サービス
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名(法人その他の団体が意見を提出しようとするときは、所在地、団体名および代表者名)その他必要な事項について明らかにするものとする。

【概説】

- 1 「意見等の提出期間」は30日を標準とし、実施機関が計画等の重要性に配慮して適切な期間を定めることができるものとします。ただし、やむを得ない理由がある場合、その理由を明らかにしたうえで、その期間を短縮することができるものとします。
- 2 2の提出方法は、内容を記録、確認できる手法を規定しています。(5)は障がいを持つ方、高齢の方などが規定された方法によって意見が提出できない場合などです。
- 3 3では、意見等の提出に係る責任の所在を明確にするとともに、意見等の内容を確認する可能性があるため、住所及び氏名について明記してもらおう。また、市外の方に関しては、市内在住の方との公平性を確保するため、勤務先、学校名、利害関係のある事項についても明記してもらおう。原則として書面(電磁的記録を含む)とします。意見等を明確に把握するため、記録に残せる方法が望ましいことから、口頭や電話等直接聴取する方法は採用しない。

(提出意見の考慮)

第7条 実施機関は、実施機関に対し提出された政策の案についての意見(以下「提出意見」という。)を考慮した上、当該政策に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策に係る意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項(八千代市情報公開条例(平成12年八千代市条例第1号)第7条の不開示情報に該当するものを除く。)を公表するものとする。

- (1) 提出意見の概要
- (2) 提出意見に対する実施機関の考え方
- (3) 政策の案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の規定による公表の方法については、第5条第1項の規定を準用する。

【概説】

- 1 パブリックコメント手続は、案の可否を問う制度ではなく、多様な意見・提案により、より優れた政策としていくための制度です。提出された意見を十分に考慮して最終的な意思決定を行い、あわせて意見等に対する実施機関の考え方をとりまとめて公表することとします。
- 2 2の公表にあたっては、提出された意見等について、類似の意見を集約するなど整理・工夫し、その概要と、これに対する実施機関の考え方をあわせて公表し、提案者への個別の回答は原則として行わないこととします。また、意見等を採り入れ案を修正した場合は、修正した内容とその理由を公表します。
- 3 提出された意見等は、原則として全てを公開の対象とします。ただし、八千代市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれているときは、該当情報を除いて公表することとします。また、意見等の提出に際して個人情報の収集を行うこととなりますので、収集した個人情報については八千代市個人情報保護条例に従って適切に取り扱うものとしてします。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、実施機関の行うパブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、市のホームページ等において公表するものとする。

【概説】

- 1 実施状況に関する一覧表については、現在パブリックコメント手続を行っているものやこれから手続をおこなうとするものの他、既に同手続を終了したものの情報を公表します。どのような案件がパブリックコメント制度の対象となっていたのか、政策などの策定にどの位の数の意見が反映されたのか、市民等が容易に知ることができるように、一覧表を作成し市のホームページ等で常時公表していきます。

(パブリックコメント手続の例外)

第9条 実施機関は、意思決定に係る政策の案が次の各号のいずれかに該当するときは、当該政策の案についてパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) パブリックコメント手続に準じた手続を経たものであるとき。
- (2) 法令等に基づき行う意見聴取等をしたものであるとき。

【概説】

- 1 (1)の「パブリックコメント手続に準じた手続を経たもの」とは、実施機関が**地方自治法第138条の4第3項(※1)**の規定に基づく附属機関又はこれに準ずる機関の報告や答申等を受けて政策の策定等をする際に、附属機関等で既にパブリックコメント制度に準じた手続を経ている場合をいいます。
- 2 (2)の「法令等に基づき行う意見聴取等をしたもの」とは、法定縦覧手続など、案の公表、市民等の意見提出が法令で定められている場合、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表することで、パブリックコメント手続を実施したこととするものです。**(※2)都市計画法第16条**

(※1) 地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(※2) 都市計画法第16条

都道府県又は市町村は次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認められるときは、公聴会の開催等市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

【概説】

- 1 この要綱に定めるもの以外で、制度の実施について必要な事項については、実施機関が別に定め実施するものとします。
- 2 今後の具体的な案件の運用を通じて寄せられる市民等からの意見を踏まえ、必要に応じて制度の見直しをおこなって行きます。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、この要綱に定める手続に準じた手続を実施した政策については、この要綱の規定は適用しない。

【概説】

- 1 この要綱の施行日は平成19年11月1日です。
- 2 パブリックコメント手続の円滑な導入を図るため、施行前において、この要綱に定める手続に準じた手続を実施した政策については、この要綱の規定を適用しないこととします。